

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）  
屋上昇降階段取付工事 仕様書

- 1 件名  
けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）の屋上昇降階段工事
- 2 業務項目  
けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）の屋上昇降階段の取付工事
- 3 履行場所  
「けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）」  
京都府木津川市木津川台九丁目6番  
京都府相楽郡精華町精華台七丁目5番1号
- 4 作業対象物  
整備箇所位置図（別紙1）及び安全対策施設（昇降階段）設計図（別紙2）参照
- 5 作業の期間  
受託者は平成30年1月23日から1月31日までの間に作業を行うこと
- 6 業務の実施体制等
  - (1) 受託者は、委託業務開始前に、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿（業務責任者、業務担当者の別、有資格者及び資格名が分かるもの）を提出すること。なお、業務従事者に変更があった場合も、速やかに変更後の名簿を提出すること。
  - (2) 業務従事者は、作業に適した服装、履き物で作業を行うこと。
  - (3) 業務従事者は、ネームプレート又は腕章の着用等業務従事者であることを明確にし、作業を行うこと。
  - (4) 委託業務の実施に当たっては、事前に公益財団法人京都産業21（以下、「財団」という。）と協議して、作業日時、作業方法（使用する資材、機材及び消耗品等）及び作業内容を決定すること。

- (5) 屋上作業については高さが5m以上の構造の足場の組み立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立等作業主任技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。2m以上の高所作業時に安全帯を使用しなければならない。また、墜落時保護用の保護帽を使用しなければならない。
- (6) 受託者は、作業中に事故が発生したとき、その他異変を発見した場合は直ちに財団及び常駐する施設管理・警備担当者に連絡すること。
- (7) 委託業務の実施結果については、遅滞なく財団に書面（業務完了報告書）で報告すること。なお、業務完了報告書には、作業前後の写真を複数添付すること。

## 7 費用負担

作業に必要な資材、機材及び消耗品等については、受託者の負担とすること。

## 8 その他特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 常駐する施設管理・警備担当者が管理・警備上必要な指示を行った場合には、当該指示に従うこと。また、定められた場所以外には、施設管理・警備担当者の許可なく立ち入らないこと。
- (3) 本仕様書に定めがない事項は、財団と受託者とで協議の上決定するものとする。

以 上